

ロシアの選挙制度

1) 下院（国家会議）

1993年の選挙制度		
選挙法	Собрание актов Президента и Правительства Российской Федерации, № 41, 11 октября 1993 г., Ст. 3907	
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上	
任期	2年(解散あり)	
選挙形式	小選挙区・比例代表並立制。比例区は全国1区拘束名簿式で、議席配分方式はヘア式。	
投票率・得票率計算方法	投票率は選挙に参加した有権者の数(投票用紙配布数)を登録有権者数で割ることで算出。得票率は有効投票数で算出。	
選挙区	450議席のうち小選挙区(単独議席選挙区)が225議席、比例区(連邦選挙区)225議席は全国1区。	
投票方法	小選挙区では候補者に投票。比例区では選挙団体に投票。「(その他(候補資格))」の項目も参照)	
阻止条項	比例区の有効投票数の5%以上	
阻止条項の例外規定		
その他 (候補資格)	比例区	選挙団体(全連邦的政党、全連邦的政治運動及びそれらの連合(ブロック))
	小選挙区	無所属、及び選挙団体推薦の候補者

1995年の選挙制度		
選挙法	Собрание законодательства Российской Федерации, № 26, 26 июня 1995 г., Ст. 2398	
ネット上のリンク	http://duma.consultant.ru/doc.asp?ID=77399	
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上	
任期	4年(解散あり)	
選挙形式	小選挙区・比例代表並立制。比例区は全国1区拘束名簿式で、議席配分方式はヘア式。	
投票率・得票率計算方法	投票率は選挙に参加した有権者の数(投票用紙配布数)を登録有権者数で割ることで算出。得票率は投票総数で算出。	
選挙区	450議席のうち小選挙区(単独議席選挙区)が225議席、比例区(連邦選挙区)225議席は全国1区。	
投票方法	小選挙区では候補者に投票。比例区では選挙団体・選挙連合に投票。「(その他(候補資格))」の項目も参照)	
阻止条項	比例区への投票総数の5%以上	
阻止条項の例外規定		
その他 (候補資格)	比例区	選挙団体(全ロシア的社会団体)及び選挙連合(2つ以上の社会団体から形成)
	小選挙区	無所属、及び選挙団体又は選挙連合推薦の候補者

1999年の選挙制度		
選挙法	Собрание законодательства Российской Федерации, № 26, 28 июня 1999 г., С т.3178	
ネット上のリンク	http://duma.consultant.ru/doc.asp?ID=60151	
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上	
任期	4年(解散あり)	
選挙形式	小選挙区・比例代表並立制。比例区は全国1区拘束名簿式で、議席配分方式はヘア式。	
投票率・得票率計算方法	投票率は選挙に参加した有権者の数(投票用紙配布数)を登録有権者数で割ることで算出。得票率は投票総数で算出。	
選挙区	450議席のうち小選挙区(単独議席選挙区)が225議席、比例区(連邦選挙区)225議席は全国1区。	
投票方法	小選挙区では候補者に投票。比例区では選挙団体・選挙連合に投票。(「その他(候補資格)」の項目も参照)	
阻止条項	比例区への投票総数の5%以上	
阻止条項の例外規定	①得票率5%以上の選挙団体・選挙連合が2つ以上あるが、それらの合計得票率が50%以下である場合には、得票率3%以上の選挙団体・選挙連合にも、それらの合計得票率が50%に達するまで議席が配分される。②得票率5%以上の選挙団体・選挙連合が1つしかなく、その得票率が50%以上である場合には、得票率第2位の選挙団体・選挙連合にも議席が配分される。	
その他 (候補資格)	比例区	選挙団体(全ロシア的政治社会団体=政党、その他の政治組織、政治運動)及び選挙連合
	小選挙区	無所属、及び選挙団体又は選挙連合推薦の候補者

2003年の選挙制度		
選挙法	Собрание законодательства Российской Федерации, № 51, 2002 г., Ст.4982(2003 г., № 26, Ст.2571, 2572, 2573, 2574に改正法)	
ネット上のリンク	http://duma.consultant.ru/doc.asp?ID=15363	
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上	
任期	4年(解散あり)	
選挙形式	小選挙区・比例代表並立制。比例区は全国1区拘束名簿式で、議席配分方式はヘア式。	
投票率・得票率計算方法	投票率は選挙に参加した有権者の数(投票用紙配布数)を登録有権者数で割ることで算出。得票率は投票総数で算出。	
選挙区	450議席のうち小選挙区(単独議席選挙区)が225議席、比例区(連邦選挙区)225議席は全国1区。	
投票方法	小選挙区では候補者に投票。比例区では政党・選挙連合に投票。(「その他(候補資格)」の項目も参照)	
阻止条項	比例区への投票総数の5%以上	
阻止条項の例外規定	①得票率5%以上の政党・選挙連合の合計得票率が50%以下である場合には、得票率5%未満の政党・選挙連合にも、それらの合計得票率が50%に達し、議席を配分される政党・選挙連合の数が3つ以上になるまで議席が配分される。②得票率5%以上の政党・選挙連合が3つ未満で、それらの合計得票率が50%以上である場合には、得票率5%未満の政党・選挙連合にも、議席を配分される政党・選挙連合の数が3つ以上になるまで議席が配分される。	
その他 (候補資格)	比例区	政党及び選挙連合(2つもしくは3つの政党の連合、又は2つ以下の全ロシア的社会団体と1つもしくは2つの政党の連合)
	小選挙区	無所属、及び政党又は選挙連合推薦の候補者

2007年の選挙制度		
選挙法	Собрание законодательства Российской Федерации, 2005 г., № 21, Ст.1919 (2006 г., № 29, Ст.3124, 3125; № 31, Ст.3427; 2007, № 18, Ст.2118; № 30, Ст.3802に改正)	
ネット上のリンク	http://duma.consultant.ru/doc.asp?ID=27816	
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上	
任期	4年(解散あり)	
選挙形式	比例代表制。全国1区拘束名簿式。議席配分方式はヘア式。	
投票率・得票率計算方法	投票率は選挙に参加した有権者の数(投票用紙配布数)を登録有権者数で割ることで算出。得票率は投票総数で算出。	
選挙区	比例区(連邦選挙区)450議席は、全国1区。	
投票方法	政党に投票	
阻止条項	投票総数の7%以上。	
阻止条項の例外規定	①得票率7%以上の政党の合計得票率が60%以下である場合には、得票率が7%未満の政党にも、合計得票率が60%に達するまで議席が配分される。②得票率7%以上の政党が1つしかなく、それが60%以上の得票率である場合には、得票率第2位の政党にも議席が配分される。	
その他 (候補資格)	比例区	政党
	小選挙区	

2011年の選挙制度		
選挙法	Собрание законодательства Российской Федерации, 2005 г., № 21, Ст.1919 (2009 г., № 7, Ст.771; № 20, Ст.2391; № 23, Ст. 2763; 2010 г., № 17, Ст.1986; № 41, Ст.5192; 2011 г., № 31,Ст.4702, 4703; № 43, Ст.5975に改正法)	
ネット上のリンク	http://duma.consultant.ru/doc.asp?ID=27816	
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上	
任期	5年(解散あり)	
選挙形式	比例代表制。全国1区拘束名簿式。議席配分方式はヘア式。	
投票率・得票率計算方法	投票率は選挙に参加した有権者の数(投票用紙配布数)を登録有権者数で割ることで算出。得票率は投票総数で算出。	
選挙区	比例区(連邦選挙区)450議席は、全国1区。	
投票方法	政党に投票	
阻止条項	投票総数の7%以上。ただし、得票率が5%以上6%未満の政党は1議席、6%以上7%未満の政党には2議席が与えられる。	
阻止条項の例外規定	投票総数の7%以上。	
その他 (候補資格)	比例区	①得票率7%以上の政党の合計得票率が60%以下である場合には、得票率が7%未満の政党にも、合計得票率が60%に達するまで議席が配分される。②得票率7%以上の政党が1つしかなく、それが60%以上の得票率である場合には、得票率第2位の政党にも議席が配分される。
	小選挙区	

2016年の選挙制度		
選挙法	Собрание законодательства Российской Федерации, 2014 г., № 8, Ст.740. (2015 г., №29, Ст.4398; 2016 г., №7, Ст.917; 2016 г., №11, Ст.1492; 2016 г., №15, Ст.2054に改正法)	
ネット上のリンク	http://duma.consultant.ru/documents/3617600	
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上	
任期	5年(解散あり)	
選挙形式	小選挙区・比例代表並立制。比例区は全国1区拘束名簿式で、議席配分方式はヘア式。	
投票率・得票率計算方法	投票率は選挙に参加した有権者の数(投票用紙配布数)を登録有権者数で割ることで算出。得票率は投票総数で算出。	
選挙区	450議席のうち小選挙区(単独議席選挙区)が225議席、比例区(連邦選挙区)225議席は全国1区。	
投票方法	小選挙区では候補者に投票。比例区では政党に投票	
阻止条項	投票総数の5%以上。	
阻止条項の例外規定	①得票率5%以上の政党の合計得票率が50%以下である場合には、得票率5%未満の政党にも、それらの合計得票率が50%に達するまで議席が配分される。②1つの政党の得票率が50%以上の得票率であり、その他の政党の得票率が5%未満である場合には、得票率5%未満で最も多くの票を得た政党にも議席が配分される。	
その他 (候補資格)	比例区	政党
	小選挙区	無所属及び政党の推薦する候補者

2) 上院 (連邦会議)

1993年の選挙制度	
選挙法	Собрание актов Президента и Правительства Российской Федерации, № 42, 18 октября 1993 г., ст. 3994
選挙権/被選挙権	18歳以上/21歳以上
任期	2年
選挙形式	多数代表制
選挙区	89の連邦構成主体から2名ずつの議員を選出
選挙区の定数の範囲	2名
投票方法	2名の候補者に対して投票

3) 大統領選挙

1991年の選挙制度	
選挙法	Ведомости Съезда народных депутатов РСФСР и Верховного Совета РСФСР, 1991 г., № 17, ст. 510
選挙権／被選挙権	18歳以上／35歳以上65歳以下
任期	5年(2期まで)
選挙形式	2回投票制。第1回投票で選挙に参加した有権者の過半数の票を獲得した候補がない場合、上位2名の候補による決選投票を実施。

1996年の選挙制度	
選挙法	Собрание законодательства Российской Федерации, 1995 г., № 21, ст. 1924
ネット上のリンク	http://duma.consultant.ru/doc.asp?ID=77557
選挙権／被選挙権	18歳以上/35歳以上 なお立候補に際しては有権者100万人以上の署名を集める必要がある(ただし、1つの連邦構成主体は署名全体の7%以下でなければならない)
任期	4年(2期まで)
選挙形式	2回投票制。第1回投票で選挙に参加した有権者の過半数の票を獲得した候補がない場合、上位2名の候補による決選投票を実施。

2000年の選挙制度	
選挙法	Собрание законодательства Российской Федерации, 2000 г., № 1, ст. 11
ネット上のリンク	http://duma.consultant.ru/doc.asp?ID=60002
選挙権／被選挙権	18歳以上/35歳以上 なお立候補に際しては有権者100万人以上の署名を集める必要がある(ただし、1つの連邦構成主体は署名全体の7万人以下でなければならない)
任期	4年(2期まで)
選挙形式	2回投票制。第1回投票で選挙に参加した有権者の過半数の票を獲得した候補がない場合、上位2名の候補による決選投票を実施。

2004年及び2008年の選挙制度	
選挙法	Собрание законодательства Российской Федерации, 2003 г., № 2, ст. 171 (2005 г., №30, ст.3104, 2006 г., №29, ст.3124, 3125; №31, ст.3427; 2007 г., №1, ст.37; 2007 г., №18, ст.2118; №31, ст.4008, 4011に改正法)
ネット上のリンク	http://duma.consultant.ru/doc.asp?ID=15730
選挙権／被選挙権	18歳以上/35歳以上 なお自薦候補、議席を持たない政党の候補は、立候補に際して有権者200万人以上の署名を集める必要がある(ただし、1つの連邦構成主体は署名全体の5万人以下でなければならない)
任期	4年(2期まで)
選挙形式	2回投票制。第1回投票で選挙に参加した有権者の過半数の票を獲得した候補がない場合、上位2名の候補による決選投票を実施。

2012年の選挙制度	
選挙法	Собрание законодательства Российской Федерации, 2003 г., №2, ст.171 (2009 г., №7, ст.771; №20, ст.2391; №23, ст.2763; №29, ст.3633, 3640; 2010 г., №17, ст.1986; №31, ст.4191, №41, ст.5192; 2011 г., №1, ст.16; №25, ст.3536, №29, ст.4291; №30, с
ネット上のリンク	http://www.cikrf.ru/law/federal-law/zakon-19.html
選挙権／被選挙権	18歳以上/35歳以上 なお自薦候補、議席を持たない政党の候補は、立候補に際して有権者200万人以上の署名を集める必要がある(ただし、1つの連邦構成主体は署名全体の5万人以下でなければならない)
任期	6年(2期まで)
選挙形式	2回投票制。第1回投票で選挙に参加した有権者の過半数の票を獲得した候補がない場合、上位2名の候補による決選投票を実施。

2018年の選挙制度	
選挙法	Собрание законодательства Российской Федерации, 2003 г., №2, ст.171 (2012 г., №19, ст.275; 2013 г., №19, ст.2329; №27, ст.3477; №43, ст.5453; №52, ст.6961; 2014 г. №8, ст.739; №11, ст.1098, №14, ст.1543; №48, ст.6636; №49, ст.6928; 2015 г., №29, ст.4357; 2017 г., №1, ст.46; №23, ст.3226; №25, ст.3596; №50, ст.7545)に改
ネット上のリンク	http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&link_id=0&nd=102079674
選挙権／被選挙権	18歳以上/35歳以上 なお自薦候補、議席を持たない政党の候補は、立候補に際して有権者30万人以上の署名を集める必要がある(ただし、1つの連邦構成主体は署名全体の7500人以下でなければならない)
任期	6年(2期まで)
選挙形式	2回投票制。第1回投票で選挙に参加した有権者の過半数の票を獲得した候補がない場合、上位2名の候補による決選投票を実施。